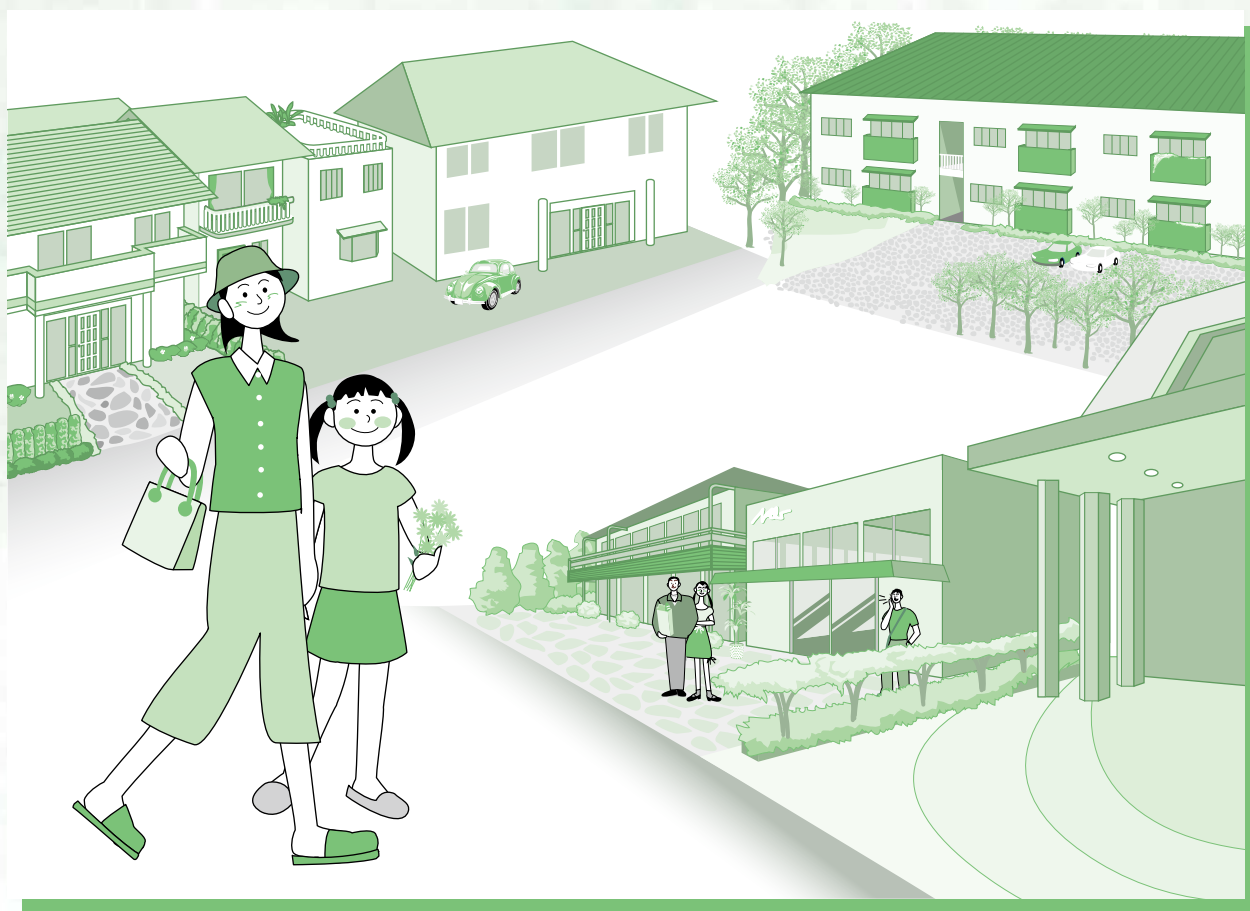


地区計画ガイド

北西部地区



人にやさしいまちづくり

NONOICHI

● はじめに ●

魅力あるまちづくりのために、計画的な都市基盤整備と秩序ある市街化の誘導を進めています。

北西部地区は土地区画整理事業により、宅地利用の増進と公共施設の整備を進め、既存周辺施設と調和がとれ環境の良い市街地形成を図るため、地区計画が定められています。

この地区計画は、そこに住む人みんなでつくるまちづくりのルールであり、みんなで守り、育て、そして実現していくものです。

● 北西部地区 地区計画の内容 ●

- この地区計画は、平成15年10月3日に都市計画決定しました。
- この地区計画の内容は、平成28年8月現在のものです。

名 称			野々市市北西部地区 地区計画									
位 置			野々市市二日市町、三日市町、徳用町、郷町の各一部									
面 積			約65.5ha									
区域の整備・開発および保全の方針	地区計画の目標		本地区は野々市市の西部に位置し、国道8号、国道157号、JR北陸本線に隣接し、である。このことから、野々市市の玄関としてふさわしい個性あふれる賑わいのある近接の住宅需要に応える快適な住宅地を誘導するなど、魅力的な新都市の形成を図るこ				野々市市の玄関口であるJR野々市駅を取り込んだ交通利便性の良い、市街地として開発条件に恵まれた地区駅前空間を中心として、広域的な都市機能の集積を視野に置いた流通業務機能を持つ沿道空間の創出と、職住とを目標とする。					
	土地利用の方針	9地区に区分し、それぞれの方針を次のとおり定める。										
		住宅①	住宅②	住宅③	沿道サービス①	沿道サービス②	生活利便	駅前	流通業務①	流通業務②		
		戸建て住宅や集合住宅と調和した日常生活に必要な利便施設も立地する地区とする。	戸建て住宅や集合住宅と調和した日常生活に必要な店舗、事務所も立地する地区とする。	幹線道路の沿道商業・サービス機能が充実した地区とする。	幹線道路の沿道商業・サービス機能が充実し、軽工業施設と調和した地区とする。	業務・商業系と住宅が調和し、沿道サービスゾーンとの連携を図った地区とする。	野々市市の玄関口であるJR野々市駅と連携を図った、賑わいある商業施設の集積を目的とした地区とする。	国道8号の広域的交通機能を活かした流通業務施設や商業施設の集積を目的とした地区とする。	流通業務施設と軽工業施設の集積を目的とした地区とする。			
建築物等の整備の方針		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、形態又				との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行い、緑豊かで魅力的な街並みが形成されるよう誘導する。						
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の面積	約3.6ha	約10.9ha	約2.0ha	約16.5ha	約3.8ha	約11.6ha	約2.1ha	約9.8ha	約5.2ha
		地区の区分に応じ、次に掲げる建築物等は、建築してはならない。ただし、地区計画の都						市計画決定時に現存する建築物の敷地において、従前と同様の用途の建築物を建築する場合はこの限りではない。				
		1. 畜舎 2. 動物訓練所、資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供するもの										
		3. 単独車庫（付属車庫を除く。） 4. ガソリンスタンド	3. 単独車庫（付属車庫を除く。） 4. 500m ² を超える事務所及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 5. ガソリンスタンド	3. 建築基準法別表第二（に）項に掲げる建築物 4. 単独車庫（付属車庫を除く。） 5. ガソリンスタンド	3. 単独車庫（付属車庫を除く。） 4. 自動車教習所 5. 屋外バッチングセンター、屋外ゴルフ練習場その他これらに類する屋外運動施設 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2～5号に該当する営業の用に供するもの	3. 単独車庫（付属車庫を除く。） 4. 自動車教習所 5. 屋外バッチングセンター、屋外ゴルフ練習場その他これらに類する屋外運動施設 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に該当する営業の用に供するもの 7. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	3. 建築基準法別表第二（と）項に掲げる建築物 4. ガソリンスタンド 5. 自動車教習所 6. 屋外バッチングセンター、屋外ゴルフ練習場その他これらに類する屋外運動施設 7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2～5号に該当する営業の用に供するもの 8. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	3. ガソリンスタンド 4. 建築基準法別表第二（と）項第2～4号に掲げる建築物	3. 戸建専用住宅（国道8号に面しない敷地は除く。） 4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業の用に供するもの	3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に該当する営業の用に供するもの		

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	住宅①	住宅②	住宅③	沿道サービス①	沿道サービス②	生活利便	駅前	流通業務①	流通業務②		
		建築物の敷地面積の最低限度	165m ²						200m ²	165m ²			200m ²	165m ²
			ただし、仮換地の指定時に、既に上記面積未満の敷地となっている場合は、その敷地を分割しない限り建築物等を建築することができる。											
		壁面の位置の制限	1．道路境界線及び隣地境界線から建築物等の壁面又はこれらに代わる柱等の面までの						距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。ただし、建築設備についてはこの限りでない。					
			(1) 道路境界線（隅切線も含む。）からの距離は1.5mとする。 (2) その他公共用地、隣地境界線からの距離は1.0mとする。											
			2．前項の規定により、建築することができる建築面積が、都市計画において定められた ただし、建築基準法第53条第3項第2号に規定するもの（角地の緩和）は除く。						た建ぺい率の限度による建築面積を下回る場合は、次に掲げる数値とすることができる。					
			(1) 道路境界線からの距離は0.6mとする。 (2) その他公共用地、隣地境界線からの距離は0.5mとする。ただし、隣地所有者の同意があるものに限る。											
		建築物等の高さの最高限度	12m	敷地面積 1,000m ² 未満	15m	20m	敷地面積1,000m ² 未満			15m	20m	敷地面積 1,000m ² 未満	15m	
				敷地面積 1,000m ² 以上	20m		敷地面積1,000m ² 以上			20m		敷地面積 1,000m ² 以上	20m	
		建築物等の形態又は意匠の制限	1．住宅地として周辺の環境、景観に配慮し、落ち着いた色相とし、高明度、高彩度は避ける。						1．周辺の景観等と調和するもので都市景観形成上支障がないものとする。					
2．広告物は、都市景観上支障のない様に美観、大きさに配慮し、次に掲げるものとする。 （広告物の用語の意義はいしかわ景観総合条例の例による。）														
(1) 自己の用に供するものとする。 (2) 屋上広告物は設置できないものとする。 (3) 壁面利用広告は、壁面積の1/10以内のものとする。 (4) 自立広告物の高さは、都市計画道路に面する敷地については7m以下、その他は3m以下とし、設置位置は道路境界線から0.6m以上後退した位置とする。 (5) 突出広告は、外壁から突出する部分を1m以内とし、地盤面からの高さを3m以上に設置するものとする。 (6) 壁面利用広告物以外の広告物の表示面積は、10m ² 以内とする。						(1) 自己の用に供するものとする。 さは10m以下とし、設置位置は国道8号、二日から1.0m以上、その他の道路境界線から0.6m置とする。 外壁から突出する部分を1m以内とし地盤面か以上に設置するものとする。			(1) 自立広告物の高さは10m以下とし、設置位置は国道8号、二日市松任線境界線から1.0m以上、その他の道路境界線から0.6m以上後退した位置とする。 (2) 突出広告は、外壁から突出する部分は1m以内とし、地盤面からの高さを3m以上に設置するものとする。					
かき又はさくの構造の制限	1．道路に面する敷地にかき又はさくを設ける場合は次に掲げるものとする。													
	(1) 国道8号、二日市松任線境界線から1.0m以上、その他の道路境界線から0.6m以上 (2) 高さは、道路面から1.5m以下とし、石積、レンガ等は0.6m以下とする。						後退し、かつ、その間は高さ0.6m以下の緑化（花壇を含む。）に努めるものとする。							
土地利用に関する事項		敷地内に中木、高木等の植栽を施し、緑化の推進を図る。（道路境界線から0.6m以内の部分は高さ0.6m以下の緑化に努める。）												

「位置図及び区域は計画図表示のとおり」

● 北西部地区 地区計画の説明 ●

建築物等の用途の制限

建築物の用途の混在を防ぎ、良好な都市景観を保全するため、都市計画用途区分による建築物の用途制限のほかに、次のような建築が禁止されています。

〈全地区共通〉

- 畜舎
- 動物訓練所、資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供するもの

〈住宅①〉

- 単独車庫（付属車庫を除く）
- ガソリンスタンド

〈住宅②〉

- 単独車庫（付属車庫を除く）
- 500m²を超える事務所及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの
- ガソリンスタンド

〈住宅③〉

- 建築基準法別表第二（に）項（第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物）に掲げる建築物
- 単独車庫（付属車庫を除く）
- ガソリンスタンド

〈沿道サービス①〉

- 単独車庫（付属車庫を除く）
- 自動車教習所
- 屋外バッチングセンター、屋外ゴルフ練習場その他これらに類する屋外運動施設
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2～5号に該当する営業の用に供するもの

〈沿道サービス②〉

- 単独車庫（付属車庫を除く）
- 自動車教習所
- 屋外バッチングセンター、屋外ゴルフ練習場その他これらに類する屋外運動施設
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に該当する営業の用に供するもの
- 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

〈生活便利〉

- 建築基準法別表第二（と）項（準住居地域内に建築してはならない建築物）に掲げる建築物
- ガソリンスタンド
- 自動車教習所
- 屋外バッチングセンター、屋外ゴルフ練習場その他これらに類する屋外運動施設
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2～5号に該当する営業の用に供するもの
- 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

〈駅前〉

- ガソリンスタンド
- 建築基準法別表第二（と）項第2～4号に掲げる建築物

〈流通業務①〉

- 戸建専用住宅（国道8号に面しない敷地は除く。）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業の用に供するもの

〈流通業務②〉

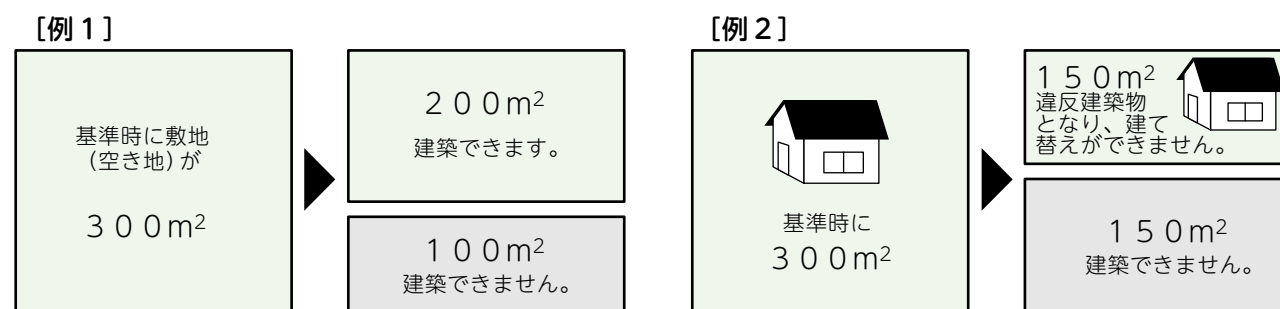
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に該当する営業の用に供するもの

建築物等の敷地面積の最低限度

敷地の細分化による建て詰まりを防ぐとともに、日照・通風及び落雪・たい雪スペースの確保など良好な環境保全を図るため、敷地面積の最低限度は住宅①、②、③、沿道サービス②、生活便利、駅前、流通業務②では**1 6 5 m²**、沿道サービス①、流通業務①では**2 0 0 m²**と定められています。

建築物を建てるには、それぞれの地区の最低限度以上の敷地面積を確保しなければなりません。ただし、基準時（野々市市北西部土地区画整理事業の仮換地が指定された日）以前にその最低限度を下回っていた敷地については、その敷地を分割しない限り、この制限は適用されません。

敷地を分割する場合の例



壁面の位置の制限

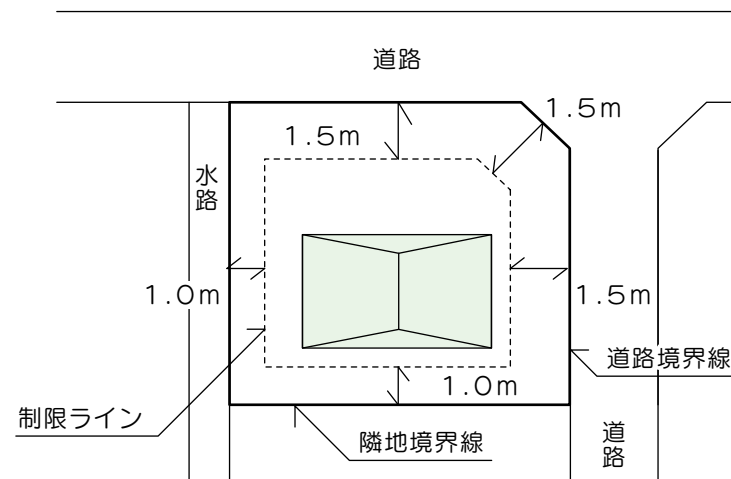
建築の過度の建て詰まりを防ぎ、日照・通風及び落雪・たい雪スペースの確保、あるいは緑豊かな居住空間を形成し、ゆとりのある住宅地とすることをめざします。そのため、道路、公園、水路、河川などの境界線や隣地境界線から後退して建築することが必要です。

- 道路境界線（隅切線も含む）からは**1.5m**以上後退して建築してください。
- その他の公共用地、隣地境界線からは**1.0m**以上後退して建築してください。

- 前述の規定により、建築することができる建築面積が、都市計画において定められた建ぺい率の限度による建築面積を下回る場合は、次に掲げる数値とすることができます。ただし、建ぺい率の限度については、建築基準法第53条第3項第2号に規定するもの（角地の緩和）は適用できません。

- 道路境界線（隅切線も含む）からは**0.6m**以上後退して建築してください。
- その他の公共用地、隣地境界線からは**0.5m**以上後退して建築してください。
（ただし、隣地所有者の同意があるものに限りです。）

壁面の位置の制限



※後退距離は、建築物の壁面又はこれらに代わる柱の面までの距離であり、壁や柱の芯までの距離ではありません。

届け出のための図面には、後退距離を明記してください。

建築物の高さの最高限度

高すぎる建物は、周辺と調和のとれた計画的な市街化形成を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたり、圧迫感をもたらすことがあります。このため、建築物の高さを地区の特性にあった高さにすることが必要です。

- 住宅①、② **12m**以下
- 住宅③、沿道サービス②、生活利便、駅前、流通業務②
 - 敷地面積が**1,000m²**未満 **15m**以下
 - 敷地面積が**1,000m²**以上 **20m**以下
- 沿道サービス①、流通業務① **20m**以下

建築物の高さの最高限度

住宅①、②	住宅③、沿道サービス② 生活利便、駅前、流通業務② (敷地面積が1,000m ² 未満)
12m以下	15m以下
住宅③、沿道サービス② 生活利便、駅前、流通業務② (敷地面積が1,000m ² 以上)	沿道サービス①、流通業務①
20m以下	20m以下

※届け出のための図面には、各寸法を明記してください。

建築物等の形態又は意匠の制限

周辺と調和のとれた計画的な市街化形成を図るため、建築物の外観について次のように定められています。

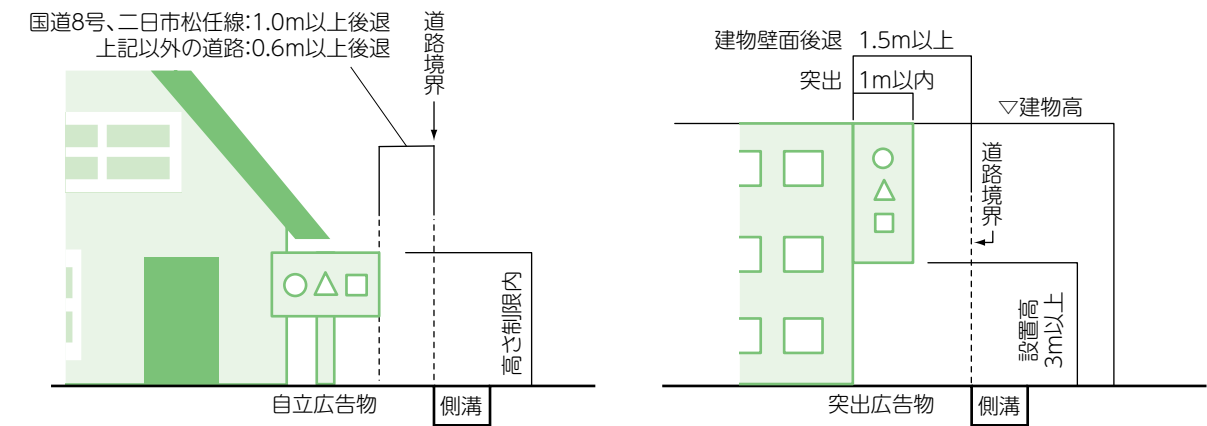
1 建築物等の外観

- 住宅①、②、③
住宅地として周辺の環境、景観に配慮し、落ち着いた色相とし、高明度、高彩度は避けてください。
- 沿道サービス①、②、生活利便、駅前、流通業務①、②
周辺の景観等と調和するもので都市景観形成上支障がないものとします。

2 広告物について

けばけばしい色彩や大きすぎる広告物は、良好な景観を損なうことになります。その形や色彩、大きさ、表示位置について工夫し、周辺の眺望・景観などと調和して都市景観形成上支障がないものとします。

建築物等の形態又は意匠の制限			
地区の名称	住宅①、②、③	沿道サービス①、② 生活利便	駅前、流通業務①、②
用 途	自己の用に供するもの		自己の用に供するもの以外も可
表示面積	壁面利用広告物以外の広告物の表示面積合計は、10㎡以下		県条例
屋上広告物	×	○（県条例）	
自立広告物	○ ・都計道沿線 高さ：7m以下 ・その他路線 高さ：3m以下		○ 高さ：10m以下
突出広告物	○ 突出幅：1m以内 地盤面からの高さ：3m以上（歩行者空間確保）		
壁面利用広告物	○ 表示面積：壁面積の1/10以内	○（県条例）	



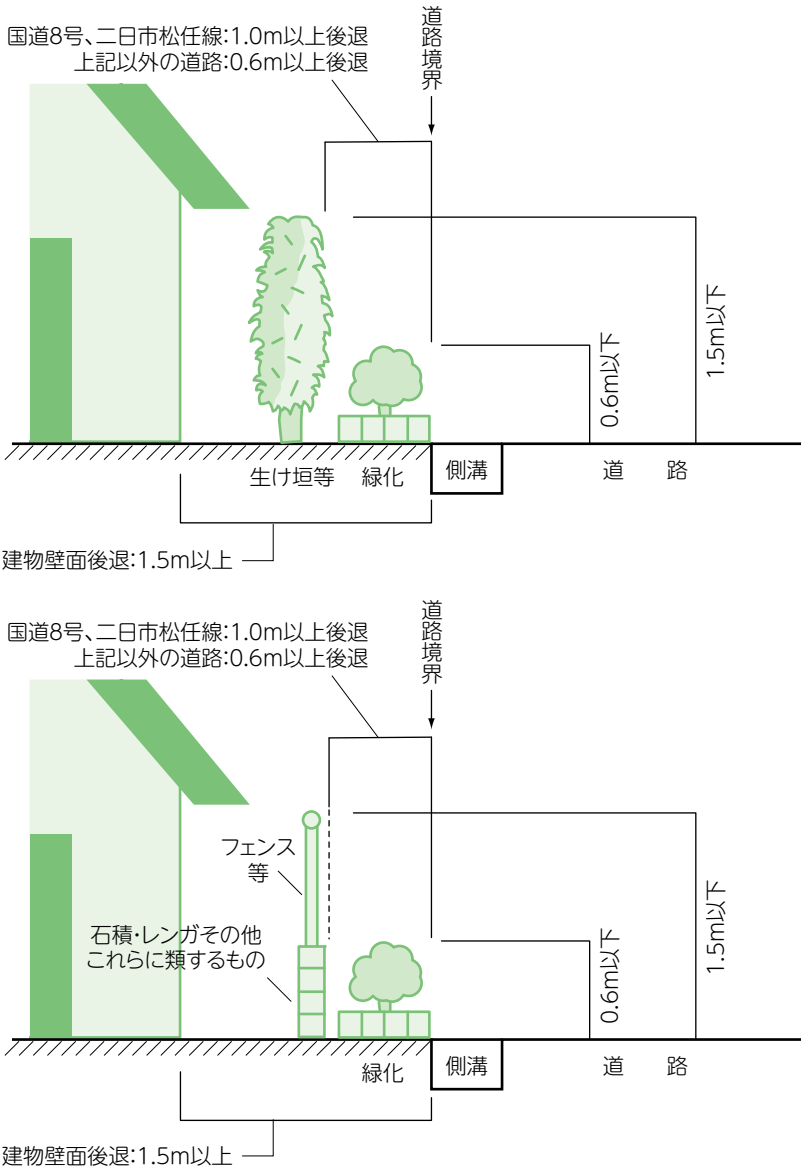
※届け出のための図面には、各寸法を明記してください。

かき又はさくの構造の制限

緑豊かな居住空間を形成するため、かき又はさくの構造の制限を行なっています。

- ・生垣など緑化に努めてください。
- ・国道8号、二日市松任線境界線から1.0m以上、その他の道路境界線から0.6m以上後退し、かつ、その間は高さ0.6m以下の緑化（花壇を含む）に努めてください。
- ・高さは道路面から1.5m以下とし、石積、レンガ等は0.6m以下としてください。
- ・隣地境界に設置するフェンス等についても、道路面から0.6m以上後退してください。

かき又はさくの構造の制限



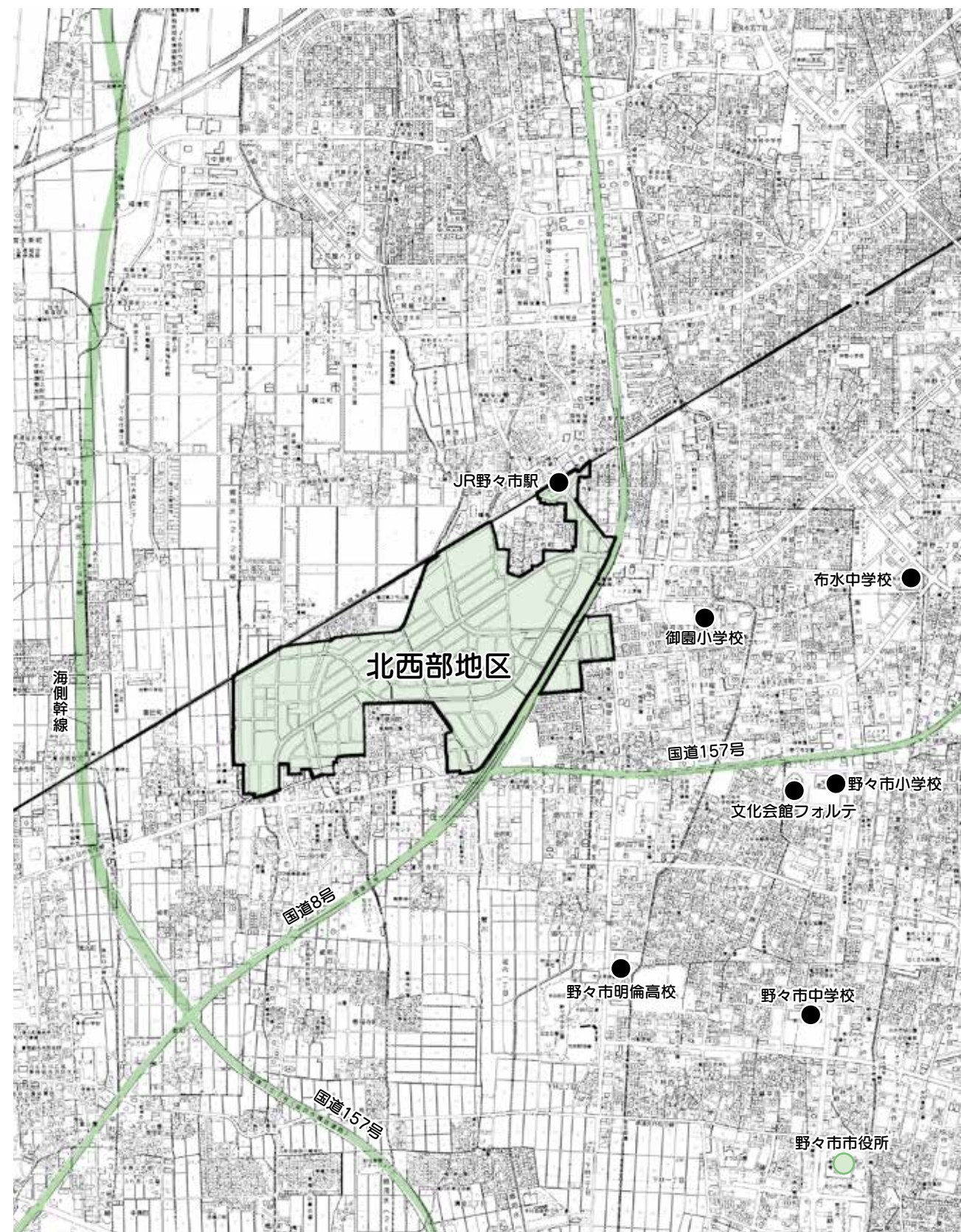
※届け出のための図面には、各寸法を明記してください。

●地区計画による建物用途の制限●

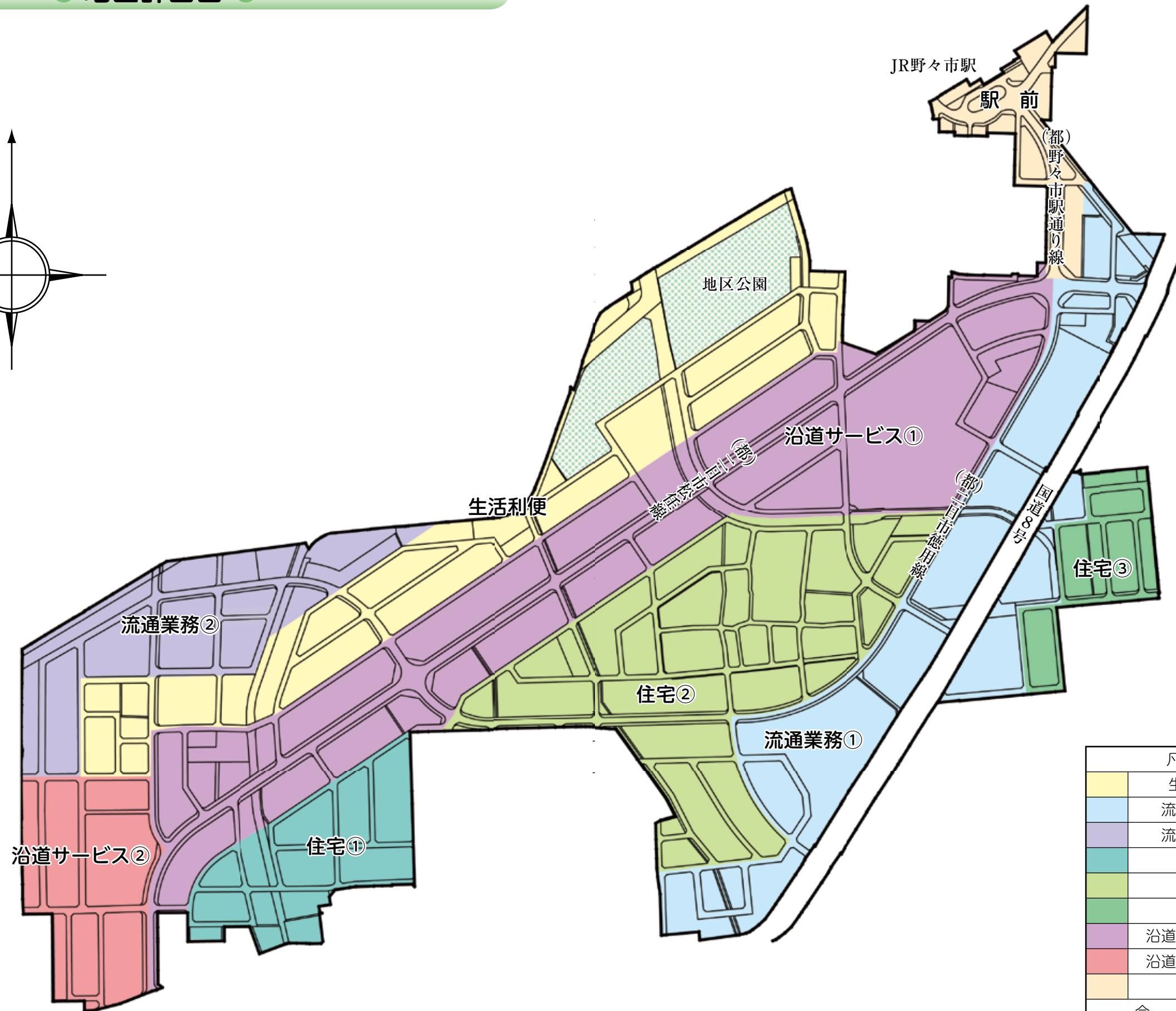
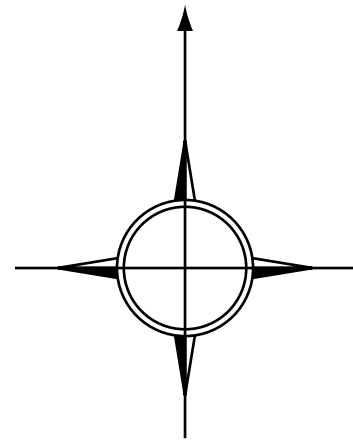
(注) 本表は概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられる用途 空欄：建てられない用途 ①、②、③、▲：面積、階数等の制限あり		住宅 ①	住宅 ②	住宅 ③	沿道 サービス ①	沿道 サービス ②	生活 利便	駅前	流通 業務 ①	流通 業務 ②	備 考
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	▲	○	▲戸建専用住宅（国道8号に面しない敷地は除く）は不可
兼用住宅で、非住宅部の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②2階以下、一中高住専地域では、①と同様 ③2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	○	○	○	○	○	○	①2階以下、一中高住専地域では不可 ②2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの		①	②	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			②	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの				○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					○	○	○	○	○	○	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バットイング練習場等				▲	▲	▲	○	○	○	▲屋外バットイングセンター、屋外ゴルフ練習場その他これらに類する屋外運動施設は不可
	カラオケボックス等				①	○	②	○	○	○	①10,000㎡以下、第一種住居地域では不可 ②10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券発売所等							○	○		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							○	○	○	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等										
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車教習所							○	○	○	
工場・倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）						○	○	○	○	
	建築物附属自動車車庫 ①②は、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄の制限	①	①	①	②	○	○	○	○	○	①3,000㎡以下、2階以下 ②2階以下
	倉庫業倉庫					○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）										
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下のもの	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性及環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	○	①	①	○	○	原動機・作業内容の制限あり ①作業場の床面積50㎡以下
	危険性及環境を悪化させるおそれが少ない工場					○			○	○	
	危険性及環境を悪化させるおそれがやや多い工場					○			○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										
	自動車修理工場					①	○	②	②	○	○
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蓄、処理の量	量が非常に少ない施設		①	②	③	○	○	○	○	○	①500㎡以下、2階以下 一中高住専地域では不可 ②1,500㎡以下、2階以下 ③第一種住居地域では、3,000㎡以下
	量が少ない施設					○			○	○	
	量がやや多い施設					○			○	○	
	量が多い施設										
ガソリンスタンド					○	○			○	○	

●位置図●



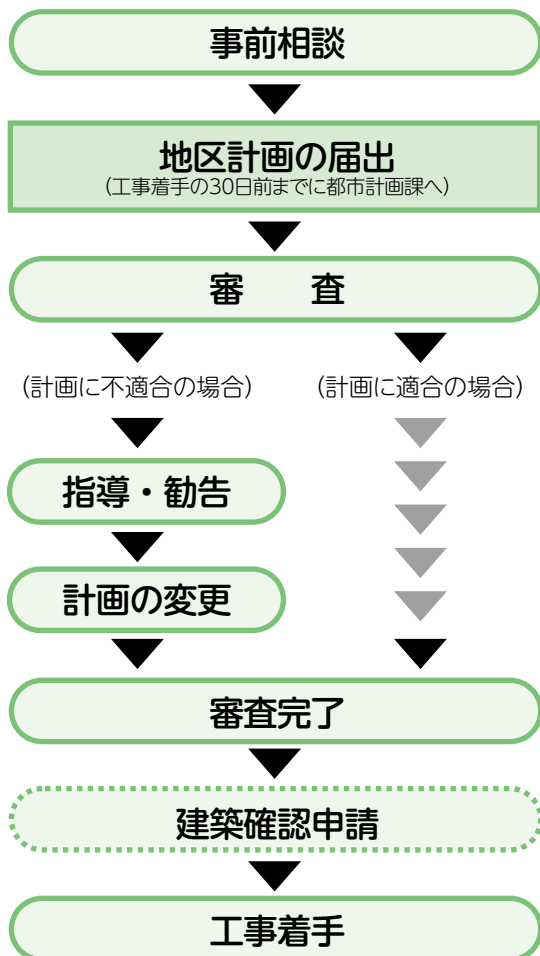
● 地区計画図 ●



凡 例		
	生活利便	11.6ha
	流通業務①	9.8ha
	流通業務②	5.2ha
	住宅①	3.6ha
	住宅②	10.9ha
	住宅③	2.0ha
	沿道サービス①	16.5ha
	沿道サービス②	3.8ha
	駅 前	2.1ha
	合 計	65.5ha

●届出の手続き●

地区計画の届出から工事着手までの流れ



●届出の必要な行為●

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

●その他●

「生け垣設置助成金制度」がありますので、下記へご相談ください。

お問合せ先は、

建築住宅課

TEL 227-6087 FAX 227-6253

●届出書の様式●

(記入例)

地区計画の区域内における行為の届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)野々市市長

届出者 住所 〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇 ㊟

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

☐ 土地の区画形質の変更
☒ 建築物の建築又は工作物の建設
☐ 建築物等の用途の変更
☐ 建築物等の形態又は意匠の変更
☐ 木材の伐採

について下記により届け出ます。

記

1 行為の場所 野々市市 〇〇〇〇〇〇

2 行為の着手予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 行為の完了予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 設計又は施工方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種類 (☒ 建築物の建築 ☐ 工作物の建設 (☐ 新築 ☐ 改築 ☐ 増築 ☐ 移転)	届出部分	届出以外の部分 合計
(ロ) 設計の概要	(i) 敷地面積		〇〇〇.〇〇m ²
	(ii) 建築又は建設面積	〇〇〇.〇〇m ²	〇〇〇.〇〇m ² 〇〇〇.〇〇m ²
	(iii) 延べ面積	〇〇〇.〇〇m ²	〇〇〇.〇〇m ² 〇〇〇.〇〇m ²
	(iv) 高さ	(v) 用途 専用住宅	
(イ) 変更部分の延べ面積 m ²		(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途
(3) 建築物等の用途の変更			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容		
(5) 木材の伐採	伐採面積 m ²		

備考

1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

3 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

※上記の届出用紙はホームページからダウンロードできます。

●届出に必要な添付図書●

1. 建築物等の配置図
2. 敷地の高低差が大きい場合は、建築物の縦断面図および横断面図
3. 建築物の付近見取図
4. 建築物の平面図、立面図および断面図(立面図は着色したもの)
5. 届出書について代理人をおいている場合は、委任状
6. 面積算定根拠が必要な場合は、丈量図または求積図
7. 屋外広告物等を設置する場合は、その構造図
8. かき、さく、フェンスを設置する場合は、その構造図

(注) 配置図は、道路および隣地等の境界線から壁面までの後退距離を明示してください。また立面図には、着色(マンセル値)および建築物の最高高さを明示してください。

地区計画に関するご相談・お問合せは

野々市市産業建設部都市計画課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

TEL 076-227-6091 FAX 076-227-6253

<http://www.city.nonoichi.lg.jp/>
E-mail: toshikeikaku@city.nonoichi.lg.jp



古紙配合率80%再生紙を使用しています

2016年8月